別紙２

強制及び「同意」による優生手術等に関する要請内容等について

認定NPO法人DPI日本会議

|  |
| --- |
| １．優生保護法に基づく優生手術等の推進及び被害状況を明確にするために以下の事項の調査と調査結果の公表及び関係資料等を保管すること。 |

＜説明＞

優生保護法に基づく優生手術等には、強制による優生手術のみならず、「同意」による優生手術も含める。また、資料については、調査だけではなく、公表及び保管も必要であるため言及する。

|  |
| --- |
| （１）旧優生保護法に基づき強制不妊手術等を推進するために国が貴職に示した通知、指示及び協力依頼等に関する調査等を実施すること。 |

＜説明＞

　地方自治体は、法令や国の通知等に基づき業務を進めることから各地方自治体が、強制不妊手術等を独自の判断ではなく、こうした立場（法令遵守）から実施したことを明確にすることで国が主導した責任の根拠資料とする。

|  |
| --- |
| （２）貴職の直属機関である福祉部局（福祉事務所、更生相談所、児童相談所、障害児・者施設、母子生活支援施設、児童養護施設、救護施設等）、医療部局（病院、保健所等）、学校（幼稚園、特別支援学校、小・中・高等学校）に対して貴職が示した強制不妊等の推進に関する指示・指導状況（要綱、通知、監査指導等）及び記録（事業概要等）等に関する調査等を実施すること。 |

＜説明＞

地方自治体の直属（出先）機関及び直営の施設が、国の通知等を受けた本庁や教育委員会からの通知等に基づき以下の対応が進められたことが想定される。

また、学校については特別支援学校以外にも実施された事例があることからその他の学校等も調査対象とする。

なお、記録については、公文書以外にも強制不妊手術等を実施した実績記録を各機関が年度事業の結果をまとめた事業概要、管内概要等といった形式で保管していることが想定される。

**（１）福祉部局**

福祉事務所については、生活保護受給者に対してケースワーカーが、更生相談所や児童相談所については、手帳の交付等や制度等の説明時等に担当者が直接または市町村等を通じて当該申請者や家族に指示、指導、助言等を実施していることが想定される。また、当時は、行政直営の施設があったことからも調査対象とする。

**（２）医療部局**

　直営の病院の診察・入院時や障害者手帳交付にともない必要となる診断書作成時、保健所においては、3歳児診断や健康相談及び優生結婚相談所の取り組みとして障害児・者やその家族に指示、指導、助言等を実施していることが想定される。

**（３）学校**

　学校から家族への指示、指導、助言等の実施と寄宿舎で生活する障害児に本人や家族の同意を得ることなく、学校の判断のみで実施したことが想定される。

|  |
| --- |
| （３）貴職が障害児・者を措置していた障害児・者施設、児童養護施設等及び委嘱していた民生委員、保護司、身障・知的相談員等に対する強制不妊手術等を進めるための指示・指導等の状況及びその結果について調査等を実施すること。 |

＜説明＞

**（１）障害児・者施設、児童養護施設等**

　旧優生保護法（1948～96年）下で強制不妊手術等が進められた時代は、現在と制度が異なり地方自治体が障害児・者を行政として入所措置をしていた。また、自治体職員は、措置した施設への訪問や所管する施設監査を実施してきた。こうした状況は、施設に入所している障害児・者に対して強制不妊手術等を効率的に進めることができる状況と思われる。特に、北海道での被害者数が突出しているが、道内の入所施設も突出していたことを考慮すると行政が施設に強制不妊手術等の実施を指示、指導、助言等が進められたことが想定される。

**（２）民生委員、保護司、身障・知的相談員等**

　新聞報道等によると優生手術を受けるにあたって民生委員の関与があったと思われる内容があることからも、自治体の委嘱を受けた民生委員等が、強制不妊手術等の推進に協力したことが想定される。

|  |
| --- |
| （４）貴職が日本産婦人科医会、医師会、看護協会等の関係団体に対する協力依頼状況及びその結果について調査等を実施すること。 |

＜説明＞

行政が施策を推進するにあたって必要に応じて関係団体への説明や協力依頼等を実施している現状を踏まえ、強制不妊手術等を進めるために医療分野の団体に対して、同様の説明や協力依頼をしたことが想定される。

|  |
| --- |
| （５）旧優生保護法第三条に基づく同意の優生手術に関する行政としての取り組み状況とその結果について調査等を実施すること。（注１、２） |

＜説明＞

　北海道で公表されたこともあり全国で強制不妊手術以外の任意の優生手術の実施に関する実態を把握することが必要である。

注１（任意の優生手術）第三条第二項「本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し、且つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの」（旧優生保護法から抜粋）

　２　北海道は、1952年に４親等以内の親族の性格や身体状況、嗜好（しこう）など全29項目の調査を徹底するよう保健所に通知したことを公表済み。

|  |
| --- |
| （６）旧優生保護法第二十条に基づき設置された優生結婚相談所の取り組み状況とその結果について調査等を実施すること。（注３） |

＜説明＞

　主に保健所に設置されていたとされる優生結婚相談所は、優生の見地から結婚相談に応じ、優生保護法の知識の普及を図ることで不良な子孫の発生を防止することとされていたことから、その取り組み内容を把握する必要がある。

注３　（優生結婚相談所）第二十条　優生保護の見地から結婚の相談に応ずるとともに、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図って、不良な子孫の出生を防止するため優生結婚相談所を設置する。

|  |
| --- |
| （７）貴職において強制不妊手術を決定した経過（審査会開催及び本人・保護者の意向確認の有無、書面審査のみの実施等）について調査等を実施すること。 |

＜説明＞

北海道では、審査会を開くことなく決定した事実が公表されたことから全国の実態の把握が必要である。

|  |
| --- |
| （８）調査・検証等の実施あたっては、優生手術の対象とされた当事者または当事者団体を構成員とした第三者的な調査・検証委員会を設置して進めること。 |

＜説明＞

実態調査の実施にあたって求める会のメンバーが検証することにより資料の調査にあたって「優性」の誤記という指摘をしたが、当事者が関与することで調査の実効性を高めることが期待できる。

|  |
| --- |
| ２．各都道府県の公文書館に収蔵されている優生手術に関する書類の精査を行うこと。その際、公文書館に該当史料が収蔵されていることが分かるように表示し、個人情報保護に留意した上で公開すること。個人情報保護に際しては、歴史的史料であることに鑑み、優生手術を受けた当事者や家族に関する情報以外（例えば、優生保護審査会の委員、申請医、優生手術の執刀医等）については公表すること。なお、「優性」と間違って登録されている事例もあることに留意し、「優生」、「優性」の両方で精査を行うこと。 |

＜説明＞

　この間、新聞やテレビで優生保護法の被害の実態が報じられてきた｡その中には、各自治体の公文書館への情報公開請求資料が元になったものもある。

　優生保護法から母体保護法に変わってから20年を経た現在、既に記録が廃棄されたり、担当課に保存されていないことが被害の把握を困難にしている｡あらゆる可能性を探る点から、公文書館も調査の対象とすることが必要である｡

　なお、資料の調査にあたっては表記が「優生」ではなく「優性」としされていた事例もあることから「優性」での調査が必要である。

※公文書館とは国または地方公共団体の諸機関が保存してきた公文書が利用上の価値を失ったのちもなお歴史上の価値を認められた場合，これを集中的に保管し，研究や一般利用に供する官公立の施設。

|  |
| --- |
| ３．被害者に対する救済等を進めるために以下の事項を実施すること。  （１）貴職に相談窓口を設置すること。また、設置にあたっては、被害者の障害（視聴覚、知的、精神等）、性別、年齢等に配慮した相談支援体制（訪問による相談支援の実施等）を確保すること。 |

＜説明＞

4月24日に厚生労働省が公表した国及び都道府県旧優生保護法担当一覧表については、電話番号のみの表示となっており優生手術の対象とされたことが報道されている聴覚障害者への合理的配慮が確保されていない。また、相談者の性別に応じた相談支援体制（同性の相談対応等）の改善・整備が必要である。

|  |
| --- |
| （２）国に対して、被害者に対する謝罪と救済措置の早期の実施を求めること。 |

＜説明＞

強制不妊手術については、国連の勧告等による指摘がされてきたにも関わらず、国は、対応を怠ってきたことや、被害者の年齢等から早急な国の対応が求められるため。

|  |
| --- |
| （３）被害の認定にあたっては、被害者の障害、年齢等の状況と文書保存規定等に基づく書類等の破棄により被害証明が困難な状況及び今回の強制不妊が非人道的、犯罪的な行為等であることを踏まえて、早急且つ被害者に寄り添った柔軟な被害認定の仕組みとすることを国に求めること。 |

＜説明＞

宮城県がこうした状況を踏まえての対応を進めていることからも、国が今回の被害者の特定にあたっては、被害者によりそった誠意ある柔軟な対応をとることが必要であるため。

なお、宮城県が手術を受けたと認める基準は、①手術痕などで医学的に確認できる②県内に手術当時、在住していた③診断書など関連文書がある④証言に整合性がある、の四つ。